第三十七条の十三第四項第二号イ中「平成二十九年度の介護予防・日常生活支援総合事業費額及び経過的特定予防給付費額の合算額に平成三十年度から当該年度までの各年度の七十五歳以上被保険者数変動率を乗じて」を「(1)に掲げる額から(2)に掲げる額を控除して」に改め、同号イに次のように加える。

(1)　平成二十九年度の介護予防・日常生活支援総合事業費額及び経過的特定予防給付費額の合算額に平成三十年度から当該年度までの各年度の七十五歳以上被保険者数変動率を乗じて得た額

(2)　前号イ(2)に掲げる額

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣　加藤　勝信
内閣総理大臣　安倍　晋三

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年三月二十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第五十八号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令等の一部を改正する政令

内閣は、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第六十九条及び第七十三条第一項、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第八十六条、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）第十四条並びに特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号）第二十条の規定に基づき、この政令を制定する。

（国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部改正）

第一条　国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第一号中「六百四十六円」を「六百四十七円」に改める。

附則第二条の見出し中「平成二十八年度の」を「平成二十九年度以後の各年度における」に改め、同条第一項中「平成二十八年度における法」を「平成二十九年度以後の各年度における法」に、「同項第一号イ」を「同項第一号イ(1)」に、「平成二十八年三月一日から平成二十九年二月二十八日まで」を「当該年度の前年度の三月一日から当該年度の二月末日まで」に、「同号ロ」を「同号ロ(1)及び(2)」に、「平成二十八年度」を「当該年度」に改め、同条第二項を削る。

（国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令の一部改正）

第二条　国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令（昭和三十五年政令第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「千三百九十六円」を「千四百二円」に改める。

（特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令の一部改正）

第三条　特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令（昭和四十年政令第二百七十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「千八百七十六円」を「千八百八十一円」に改める。

第二条中「千八百七十六円」を「千八百八十一円」に、「三千七百八円」を「三千七百五円」に改める。

第三条中「千八百二十九円」を「千八百二十七円」に改める。

（特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する政令の一部改正）

第四条　特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する政令（平成十七年政令第百四十九号）の一部を次のように改正する。

「二千五百八十九円」を「二千六百一円」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行し、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める負担金、補助金又は交付金から適用する。

一　第一条の規定による改正後の国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（次号において「改正後算定政令」という。）第一条　平成二十九年度分の事務費負担金

二　改正後算定政令附則第二条　平成二十九年度に係る国民健康保険組合に対する補助金

三　第二条の規定による改正後の国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令第一条　平成二十九年度分の事務費交付金

四　第三条の規定による改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令第一条から第三条まで　平成二十九年度分の事務費交付金

五　第四条の規定による改正後の特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する政令　平成二十九年度分の事務費交付金

厚生労働大臣　加藤　勝信
内閣総理大臣　安倍　晋三

健康保険法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年三月二十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第五十九号

健康保険法施行令の一部を改正する政令

内閣は、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第百六十条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）の一部を次のように改正する。

第四十五条の二第一号ロ中「控除した額」の下に「と一の事業年度の前々事業年度の三月から当該一の事業年度の前事業年度の二月までの各月の当該支部被保険者（任意継続被保険者を除く。）の総報酬額（標準報酬月額及び標準賞与額の合計額をいう。以下この条及び次条において同じ。）の総額及び当該一の事業年度の前事業年度の四月から三月までの各月の当該支部被保険者（任意継続被保険者に限る。）の総報酬額の総額の合算額に千分の〇・一を乗じて得た額とを合算して得た額」を加え、同号ニ中「定める額」の下に「並びに高齢者の医療の確保に関する法律第十八条第一項に規定する特定健